

議第63号

呉市手話言語条例の制定について
呉市手話言語条例を次のように定める。

呉市手話言語条例

(前文)

手話言語は、音声言語（文字を含む。）である日本語とは異なり、手の形、位置、動きに加えて表情や強弱などを用いて視覚的に表現する独自の文法体系を持つ言語であり、ろう者が物事を考え、お互いの感情を理解し、知識を蓄え、文化を創造する上で、必要な言語として大切に育まれ、受け継がれてきた。

かつて手話は言語として認められず、ろう教育において口話法が推進されるなど、手話を使用することに多くの制約があり、長年にわたり手話は言語として社会的に認知されていなかった。このように、ろう者が自由に手話を使用できる環境が整えられず、そのため十分な情報を得られず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。また、聞こえる人も、ろう者について理解する機会が少なく、互いを十分に分かり合える環境になかった。

このような状況の中で、平成18年に国際連合総会で採択され、平成26年2月に我が国について効力が生じた「障害者の権利に関する条約」や平成23年に改正された「障害者基本法」において、手話は言語として位置付けられたものの、いまだに言語としての手話への理解が十分であるとはいえない状況にある。そのため、市民等及び事業者が、手話が言語であることを認識し、手話及びろう者に対する理解を深めることが必要である。

私たち呉市民は、言語として認められなかった手話の歴史を踏まえて、手話が言語であることを認識し、手話を普及し、ろう者への理解を広げ、また、手話を必要とする者が安心して暮らし、誰もが社会に参加し、互いに支え合うことができる共生社会の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解及び手話の普及並びに手話を使いやすい環境の整備に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、基本理念に基づく施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての市民が聴覚の有無により分け隔てられることなく、誰もが社会に参加し、互いに支え合うことができる共生社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 聴覚障害者のうち、手話を用いて日常生活及び社会生活を営む者をいう。
- (2) 市民等 市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 市の区域内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 手話に対する理解及び手話の普及並びに手話を使いやすい環境の整備は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

(1) 手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者が市民等と手話により相互に意思を伝える権利を有し、その権利が尊重されること。

(2) ろう者が、自立した日常生活を営み、主体的に社会参加できること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話に対する理解及び手話の普及並びに手話を使いやすい環境の整備を推進するために必要となる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、手話及びろう者に対する理解を深め、手話及びろう者に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、手話及びろう者に対する理解を深め、手話及びろう者に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、手話をコミュニケーションの手段として活用し、ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努めるとともに、ろう者が働きやすい環境の整備について必要かつ合理的な配慮をするよう努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、次に掲げる施策を推進するものとする。

(1) 手話に対する理解及び手話の普及を促進するための施策

(2) 手話を使いやすい環境づくりに関する施策

(3) 聴覚障害児の手話の獲得に関する施策

(4) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために市長が必要と認める施策

2 市は、前項各号に掲げる施策を推進するに当たり、その進捗の状況把握に努め、必要に応じて施策の見直しを行うものとする。

(意見の聴取)

第8条 市は、前条第1項各号に掲げる施策に関し、ろう者その他の関係者の意見を聴き、その意見を当該施策に反映するよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

手話に対する理解及び手話の普及並びに手話を使いやすい環境の整備に関する施策を推進するため、この条例案を提出する。